

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県
営土地改良事業権現堂地区（地盤沈下対策事業）計画を変更したので、同条第六項
において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る
土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野元裕

一 縦覧期間

令和四年四月十八日から令和四年五月二十日まで

二 縦覧場所

春日部市役所
幸手市役所
杉戸町役場